

市は、大阪狭山市まちづくり円卓会議条例に基づき、市民が主体的にまちづくりに参画する「まちづくり円卓会議」を推進していて、平成21年から順次中学校区ごとに3つのまちづくり円卓会議が設立されました。市は、各円卓会議の自立した運営を支援し、中学校区のまちづくりがうまく進むよう必要な情報の提供や助言、財政的な支援などを行っています。

まちづくり円卓会議条例は、5年ごとに見直しの必要性

を検証することとなっていて、令和4年度に市民アンケートを実施しました。その結果、まちづくり円卓会議の制度については、約8割の市民が良い制度だと感じているものの、その認知度が十分ではないという課題が見られました。

毎年、各円卓会議から様々な事業が提案・実施されています。皆さんに円卓会議の活動を広く知っていただき、多くの人に参加していただけるように、各中学校区のまちづくり円卓会議の活動を紹介します。

今回は、南中学校区に設立されている「南中学校区円卓会議」の活動を紹介します

南中円卓会議

南中学校区円卓会議は、平成21年2月に南中学校区の自治会を中心として結成されました。「自分たちのまちは自分たちでつくる」ことを目標として、高齢化により人口減少が続いている地域の活性化と、安全安心な住環境の構築、人材育成など、生きがいを持ち健康でやすらぎのある住民力のあふれた南中学校区とするため活動しています。

これまでの活動を拡大・促進しながら、地域のまちづくりの取り組みを長期的に維持・継続し、今後の豊かなコミュニティを実現する市民活動とするため、平成25年にはNPO法人格を取得し、「NPO法人南中円卓会議」となりました。

南中円卓会議の活動

【コミュニティカフェ事業】

様々な世代の人が気軽に利用でき、交流できる場所としてコミュニティカフェ事業「円卓カフェみらい」を実施しています。コロナ禍前は週5日開催していましたが、現在は毎週火曜日の午後1時30分～3時30分に大野台二丁目1-58ハーティ店BFサロンみらい内で開催しています。

【防犯防災事業】

青色防犯パトロールを週3回実施しているほか、避難所運営訓練や、防犯カメラの設置、ひたくり防止カバーの取り付けなど、地域の安全・安心を守るため取り組んでいます。



避難所運営訓練の様子



陶器山元気ウォーキング大会／抽選会の様子

【環境事業】

きれいなまちづくりのために道路の街路樹の根元に季節の花を植える「花いっぱい運動」や、歩道に憩いの場「ひと休みベンチ」の設置、三中円卓会議と連携した三津屋川の清掃活動などを行っています。

【コミュニティ醸成事業】

「楽しく体操して、転びにくい体をつくる」ことを目的としたストレッチ体操を行う「元気クラブ」を、毎週火曜日の午前10時から市立コミュニティセンター・大会議室で開催しています。

【地域コミュニティ交流事業】

だれでも気軽に参加でき、健康増進につながる「陶器山元気ウォーキング大会」を行っています。直近では3月25日に開催し、雨天のためウォーキングは中止しましたが、室内で抽選会を開催し、スタッフ含め270人が参加するイベントとなりました。

【子ども育成事業】

夏休みに子どもが参加できる工作教室や絵画教室を開催しています。また、南中校区地域協議会が主催するわくわくフェスティバルに参加したり、南中学校の生徒会やPTAとの交流会、あいさつ運動を行っています。

問い合わせ NPO法人南中円卓会議 ☎368-1616、公民連携・協働推進グループ ☎366-0011





新型コロナワクチン接種情報

問い合わせ 保健センター ☎367-1300

4月6日時点の情報です。国の方針の見直しに応じて内容を変更する場合があります。最新情報は市ホームページなどで確認してください。



追加接種	令和4年秋開始のオミクロン株対応ワクチン接種	令和5年春開始接種
接種期限	7日(日)まで 。春開始接種の対象者でない12歳以上の人で、接種を希望する人は、必ず7日(日)までに接種してください ※5～11歳の方は8月31日(木)まで	8日(月)～8月31日(木)
対象者	1・2回目接種が完了した、5歳以上のオミクロン株対応ワクチン未接種の人(1人1回接種)	1・2回目接種が完了した、①65歳以上の人、②基礎疾患がある人(5～64歳)、③医療従事者や介護従事者など
ワクチン	ファイザー社またはモデルナ社のオミクロン株対応2価ワクチン ※5～11歳の方は小児用のファイザー社のオミクロン株対応2価ワクチン	
接種間隔	前回接種から3か月	
接種券	5～11歳の小児接種/接種可能時期(前回接種日から3か月後)にあわせて順次発送 ※接種対象者で、3回目以降の接種券が既に届いていて、まだ接種していない人は、その接種券がオミクロン株対応2価ワクチンの接種に使用可能  小児接種 詳しくはこちら	①65歳以上の人/順次発送 ②基礎疾患がある5～64歳の人 ③医療従事者や介護従事者など/接種券の発送を希望する場合は、発行申請が必要 ※64歳以下で5回目の接種が完了した人には順次接種券を発送。ただし、接種日時点で②③に該当しない場合は接種できません  春開始接種 詳しくはこちら
1・2回目接種	乳幼児(生後6か月～4歳)、小児(5～11歳)、12歳以上の1・2回目接種(乳幼児は3回で1セット)は、令和6年3月31日(日)まで継続して実施  乳幼児接種 詳しくはこちら	1・2回目接種 詳しくはこちら 

●電話予約

午前9時～午後5時30分
土・日曜日、祝日など休日を除く

大阪狭山市新型コロナワクチンコールセンター

0120-795-666

フリーダイヤルです。電話料金はかかりません

●インターネット予約

24時間(土・日・祝も予約可)



接種予約
サイト



予約手順
詳しい

※ワクチン接種を受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクについて、正しい知識を持ったうえで、本人の意思で接種を受けるか判断してください。本人の同意なく、接種が行われることはありません

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への位置づけ変更に係る主な国・大阪府・市の方向性

8日(月)から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、季節性インフルエンザなどと同じ「5類感染症」となります。市民の皆さんには、流行状況と場面に応じた自主的な感染防止対策、検査キット・解熱鎮痛薬などの備蓄と、発熱などの有症状時の外来対応医療機関(大阪府で公表予定)などへの受診や自己検査、自主的療養などの対応をお願いします。



市ホームページ

内容	8日(月)以降
診療検査体制	検査、外来・入院医療費の公費負担は終了。9月末までは新型コロナ治療薬に係る自己負担額は引き続き無料 ※入院医療費は、9月末まで高額療養費制度の自己負担限度額から2万円を減額(2万円未満の場合はその額)
	診療、検査医療機関指定、公表
	検査キット配布センター
宿泊療養体制	終了 ※原則、自宅療養。医師が入院と判断した場合は入院
大阪府相談窓口	新相談窓口を設置予定 詳しくは、大阪府ホームページを確認してください
大阪府自宅療養体制	通常配食サービス パルスオキシメーターの貸し出し 陽性者登録センター
市の自宅療養者支援	終了



大阪府
ホームページ

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金

申請期限 ①12日(金)
②③8月31日(木)

電力、ガス、食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、家計への影響が大きい世帯に対して、給付金を支給します。

対象世帯 令和5年4月1日時点で市の住民基本台帳に記録されている次のいずれかに該当する世帯 ①令和4年度に実施した大阪狭山市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(5万円給付)が支給された世帯 ②令和5年度分の住民税均等割が非課税の世帯(①および租税条約の届け出により免除されている世帯を除く) ③令和5年1月以降に家計が急変し、②の世帯と同様の事情があると認められる世帯(家計急変世帯) ※①②住民税が課税されている人が世帯員全員を扶養している世帯を除く。課税情報がない世帯(令和5年1月2日～3月31日に転入した人がいる世帯)については、②とみなして個別に申請書などを送付し

ますが、該当しない場合は支給対象外です **支給額** 1世帯3万円 **申請方法** ①口座変更や受給拒否の申し出がある場合は、市が送付する案内を確認し、必要書類を同封の返信用封筒で、〒589-8790大阪狭山市重点支援給付金事業事務局へ郵送または直接。12日(金)必着 ②6月1日(木)から市が順次送付する申請書類と必要書類を同封の返信用封筒で、〒589-8790大阪狭山市重点支援給付金事業事務局 ③6月1日(木)から市役所別館第3会議室内大阪狭山市重点支援給付金事業事務局、生活援護グループ、ニュータウン連絡所、社会福祉協議会、生活サポートセンターで配布する申請書と必要書類を、〒589-8790大阪狭山市重点支援給付金事業事務局へ郵送または直接。申請書は市ホームページからもダウンロード可 ※②③8月31日(木)消印有効

問い合わせ 大阪狭山市重点支援給付金事業事務局フリーダイヤル☎0120-488-848(22日(月)から)、生活援護グループ☎366-0011

出産・子育て応援ギフトの 申請手続きは済んでいますか

申請期限
31日(水)



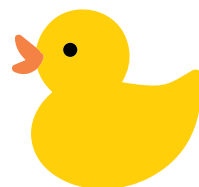
令和5年1月から実施している出産・子育て応援ギフトについて、次に該当する人は31日(水)までに申請してください。

対象 ①出産応援ギフトおよび子育て応援ギフト/令和4年4月1日～12月31日生まれの子どもの持つ人 ②出産応援ギフト

/①を除く令和4年4月1日～12月31日に妊娠届を提出した人 ※ほかの自治体で同様のギフトを受給した人を除く

申し込み アンケート、申請書、通帳またはキャッシュカードの写しを、〒589-8501大阪狭山市役所子育て支援グループへ郵送または直接。31日(水)消印有効

※対象者には1月下旬に市から案内を送付しています **支給額** ①妊婦1人当たり5万円および子ども1人当たり5万円 ②妊婦1人当たり5万円 ※申請した翌月末日までに支給を予定



問い合わせ 子育て支援グループ☎349-8015

27日(土)・28日(日)は、市内美化清掃

今年の市内美化清掃の期間は、27日(土)・28日(日)午前中です(出されたごみなどは、28日(日)に収集します ※雨天でも収集します)。清掃実施の有無、時間については地区会、自治会、住宅会などの各団体ごとに決定してください。

出されたごみが収集されていない場合は、29日(月)午前中に



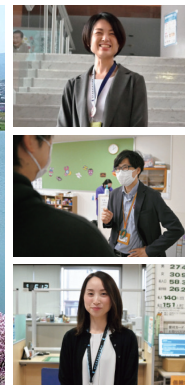
市役所生活環境グループに連絡してください。

《ごみの分別方法》●燃えるごみ(吸い殻、紙くず、落ち葉など) ●金属類(エアコン、テレビ、冷蔵(冷凍)庫、洗たく機、衣類乾燥機、パソコンを除く) ●側溝の土砂など(袋に入れないでください) ※庭木のせん定枝など、家庭から排出されたごみは収集できません。集積場所は4t車または2t車の通行可能な場所に設置してください

問い合わせ 生活環境グループ☎366-0011

一緒に働きませんか～市職員募集～

申込期限
26日(金)



大阪狭山市で働く
先輩職員の声



市に誇りと愛着を持ち、市民のために行動する意欲があり、仕事を通じて自分自身を変革し続けられる人を募集しています。詳しくは、市ホームページを確認してください。

募集職種	採用予定人数	受験資格	採用予定日	提出先
事務職	5人程度	平成9年(1997年)4月2日～平成14年(2002年)4月1日に生まれた人で大学(短期大学を除く)を卒業(卒業見込みを含む)した人	令和6年4月1日	人事グループ
保健師	2人程度	平成5年(1993年)4月2日～平成14年(2002年)4月1日に生まれた人で、保健師資格を持つ人、令和6年3月末までに資格取得見込みの人		
幼稚園教諭・保育士	4人程度	平成5年(1993年)4月2日～平成16年(2004年)4月1日に生まれた人で、幼稚園教諭免許および保育士資格を持つ人、または令和6年3月末までに取得見込みの人		教育総務グループ

申込方法 1日(月)から市役所人事グループまたは教育総務グループで配布する募集案内を確認し、受験申込書を、〒589-8501大阪狭山市役所人事グループまたは教育総務グループへ郵送または直接。8日(月)～26日(金)必着(20日(土)は午前中のみ受け付け) ※なお、いずれの試験結果においても、一定の基準を超えない場合は、採用しません



問い合わせ 人事グループ(事務職・保健師)、教育総務グループ(幼稚園教諭・保育士) ☎366-0011

市職員の人事異動

問い合わせ 人事グループ ☎366-0011

●異動(4月1日付)

【次長級】▽健康福祉部次長兼福祉事務所次長兼高齢介護グループ課長 福井芳幸 ▽教育部副理事 酒谷由紀子 ▽教育部副理事兼学校教育グループ課長 中本真司

【課長級】▽政策推進部公民連携・協働推進グループ課長 内田知樹 ▽総務部行財政マネジメント室室次長 那谷暢彦 ▽健康福祉部生活援護グループ課長 西尾直之 ▽健康福祉部付課長(大阪狭山市シルバー人材センター) 村田詠一 ▽健康福祉部保険年金グループ課長 須貝仁 ▽都市整備部土木グループ課長 溝端忠幸 ▽市民生活部生活環境グループ課長 高橋伸幸 ▽水資源部経営総務グループ課長 大川洋之 ▽水資源部下水道工務グループ課長 林部雅司 ▽教育部社会教育グループ課長 東野貞信 ▽教育部歴史文化グループ課長 森口健次

●退職(3月31日付)

【課長級】▽健康福祉部生活援護グループ課長 山上英男 ▽教育部学校教育グループ参事 古川誠

SNSなどによるもうけ話や美容関連の契約に注意～消費者月間～



令和5年度の消費者月間では「デジタルで快適、消費生活術～デジタル社会の進展と消費者のくらし～」を統一テーマとして掲げています。

【大阪狭山市消費生活センターの利用者の傾向】

市の消費生活センターに寄せられる相談は年間400件ほどで、65歳以上の高齢層からの相談が3分の1を占めていますが、若年層の相談も増えています。

【寄せられる若年層の相談内容】

誇大広告やインターネット上で知り合った相手など「SNS」がきっかけとなり、●副業・情報商材やマルチなど

の「もうけ話」、●エステや美容医療などの「美容関連」、●健康食品や化粧品などの「定期購入」などのトラブルが増えています。うまい話や、インターネットの情報に流されず、「軽い気持ちで契約しない」、「借金してまで契約しない」ようにしましょう。

【消費生活に関する相談を受け付けています】

市の消費生活センターでは、「消費生活相談員」資格を持った相談員が、消費生活に関する相談や問題解決に向けた助言、苦情処理のためのあせんを行っています。困ったことがあれば、消費生活センターに相談してください。

相談日時 月～金曜日(祝日を除く)午前10時～午後0時、午後0時45分～4時 ※予約制。電話相談も実施しています

問い合わせ 大阪狭山市消費生活センター(産業振興・魅力創出グループ内) ☎366-2400

悩みを抱え込まず相談してください～ギャンブル等依存症問題啓発月間～

5月は「ギャンブル等依存症問題啓発月間」です。大阪府では電話などで相談を受け付けています。悩みを抱え込まずに相談してください。また、ギャンブル等依存症問題啓発月間に合わせて、依存症の正しい知識の普及と理解を深めるための取り組みを行います。詳しくは、大阪依存症包括支援拠点(OATIS)のホームページを確認してください。

相談窓口・受付時間 ●大阪府こころの健康総合センター ☎06-6691-2818/月～金曜日午前9時～午後5時45分、第2・第4土曜日午前9時～午後5時30分 ●富田林保健所 ☎0721-23-2681/月～金曜日午前9時～午後5時45分 ●大阪依存症ほっとライン(SNS相談) ※水・土・日曜日午後5時30分～10時30分(午後10時最終受け付け)



問い合わせ 大阪府地域保健課 ☎06-6944-7524

大雨から身を守るための習慣を～水防月間～

大雨のときに自分を守るために一番重要なことは、正確な情報を入手することです。テレビやラジオ、インターネットなどで気象情報を確認する習慣を身につけましょう。

大阪府では、雨量・水位の観測情報や川の状況をイラストで表示した河川防災情報をホームページで提供しています。

また、おおさか防災ネットの防災情報メール(利用料無料・受信などの通信料はかかります)に登録すると、気象警報・注意報や災害時の避難情報などがメールで届きます。
※登録には、touroku@osaka-bousai.netに空メールを送信してください



問い合わせ 大阪府都市整備部河川室 ☎06-6941-0351、危機管理室 ☎366-0011

宅地災害を防ぐために～宅地防災月間～

宅地災害は、家屋や家財、ときには人命にかかわります。大阪府では梅雨期を前に、5月を「宅地防災月間」と定め、宅地造成工事などによって起こる崖崩れや、土砂の流出による災害を未然に防止するため、府内市町村や消防、警察など関係機関と協力し、次の事業を実施します。

【防災パトロール】

パトロール隊を編成し、宅地造成地や土砂採取地などの造成地における防災工事の安全性などを点検、指導します。

【宅地防災技術研修会】

宅地防災知識の啓発・普及を図るため、宅地造成事業者、設計者などを対象に宅地防災に関する技術研修会を開催します。詳しくは、大阪府ホームページを確認してください。



宅地災害を未然に防止するため、次の点について自宅周辺を点検し、適切な処置をしてください。

●石垣・擁壁などに亀裂が入っていないか、割れ目から地下水がしみ出していないか ●石垣・擁壁などの水抜き穴からうまく水が流れ出ているか ●地盤は沈下していないか ●排水のための溝に泥などが詰まっていないか

なお、大阪府建築指導室発行の「石積み・ブロック積み擁壁の自己診断マニュアル」には、具体的な点検方法を記載しています。詳しくは、大阪府ホームページを確認してください。



大阪府
ホームページ

問い合わせ 大阪府建築指導室審査指導課 ☎06-6210-9722、都市計画グループ ☎366-0011

3日(祝)は憲法記念日、1日(月)～7日(日)は憲法週間

だれもが平等で明るく幸せに生活できる社会を築くために、お互いの人権を尊重し、憲法の精神を守り育てましょう。女性や子どもの人権に関して電話で相談ができる「女性の人権ホットライン」、「子どもの人権110番」を開設しています。

●女性の人権ホットラインナビダイヤル ☎0570-070-810 ●子どもの人権110番フリーダイヤル ☎0120-007-110



問い合わせ 大阪法務局人権擁護部第三課 ☎06-6942-9492、市民相談・人権啓発グループ ☎366-0011

31日(水)は世界禁煙デー、 31日(水)～6月6日(火)は禁煙週間



禁煙に
ご協力を！

市は、「健康大阪さやま21」計画において受動喫煙の防止や禁煙支援に取り組んでいます。たばこの煙には、喫煙者が吸う「主流煙」と火のついたたばこの先から出る「副流煙」などがあります。たばこの煙には200種類以上の有害物質が含まれています。この副流煙と喫煙者が吐き出す煙(呼出煙)を自分の意思と関係なく吸い込んでしまうことを「受動喫煙」といいます。たばこは喫煙者の健康を害するのはもちろんですが、受動喫煙によって非喫煙者の健康も害しています。特に成長過程にある子どもは健康被害を受けやすいことがわかっています。多くの人が利用する公共的な空間では受動喫煙防止に協力してください。

現在喫煙している人は、自分だけでなく周りの大切な人のためにも禁煙に取り組んでみませんか。禁煙治療には、健康保険適用が可能な場合もあります。禁煙外来のある医療機関や保健センター、富田林保健所でも禁煙相談を行っているので、活用してください。

問い合わせ 保健センター ☎367-1300

■ 特定健康診査の受診券を送付します

令和5年4月1日現在、国民健康保険に加入する、40歳以上の対象者に「特定健康診査受診券」を今月下旬に送付します。受診期間は6月1日(木)～令和6年3月31日(日)です。医療機関へ予約のうえ、必ず国民健康保険被保険者証と受診券を提示し受診してください。4月2日以降に加入し、特定健診の受診を希望する人は市役所保険年金グループへ申請してください。

令和5年度に市の国民健康保険における特定健康診査、

または市が費用の一部を助成した人間ドックを受診した人全員に、健診結果アドバイス冊子とさやりんポイントカード(5,000円分)を受診日から半年程度後に進呈します(30歳代の人間ドック受診者にはさやりんポイントカードのみ進呈)。

なお、受診日に加入していない人や同年度内に人間ドックを受診する人は受診できません。誤って受診した場合は、特定健康診査受診料を市へ返金する必要があります。

問い合わせ 保険年金グループ ☎ 349-9471

■ 令和5年度の後期高齢者医療保険料

令和5年度の
保険料の算定方法

年間の保険料
(限度額66万円)

=

均等割額
被保険者1人当たり
5万4,461円

+

所得割額
賦課のもととなる所得金額
×所得割率11.12%

7月に、令和5年度の後期高齢者医療保険料の決定(本算定)にかかる「保険料額決定通知書」と「納入通知書」の一体型通知書を送付するので確認してください。

問い合わせ 保険年金グループ ☎ 349-9472、大阪府後期高齢者医療広域連合資格管理課 ☎ 06-4790-2028

■ 児童手当制度

児童手当は、令和5年10月支払い分(6～9月分)から、令和5年度(令和4年中)の所得で判定されます。令和4年度(令和3年中)の所得が下記の②所得上限限度額を上回り、現在支給対象外となっている人で令和5年度の所得が②を下回った場合は、児童手当認定請求書の提出が必要となります。また、原則として申請した月の翌月分の手当から支給するので、31日(水)までに申請すれば、6月分から受給資格が発生します。

(万円)

扶養親族などの数	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人	622	833.3	858	1,071
1人	660	875.6	896	1,124
2人	698	917.8	934	1,162
3人	736	960	972	1,200
4人	774	1,002	1,010	1,238
5人	812	1,040	1,048	1,276

児童の年齢	児童手当額(1人当たり月額)
3歳未満	一律1万5,000円
3歳以上小学校修了前	1万円(第3子以降は1万5,000円)
中学生	一律1万円

※児童を養育している人の所得が①所得制限限度額以上②所得上限限度額未満の場合は、特例給付として月額一律5,000円となります。第3子以降とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童のうち、3番目以降をいいます

また、児童手当受給中の人も次の場合は手続きが必要です。

●子どもが生まれたとき ●転入または転出したとき ●新たに対象となる年齢の子どもを養育することになったとき ●加入する年金が変わったとき

児童手当の申請などは、子育てワンストップサービス「ぴったりサービス」からできます。

問い合わせ 子育て支援グループ ☎ 349-8015